

広島県告示第六百五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二つ山地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和四十九年三月二十九日広島県告示第二百四十四号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱四号と同一とする。標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱三号と四号を結んだ線上に存する。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
廿日市市	地御前二丁目			一一番二	標柱一号
				一二番	標柱二号
				九二番一	標柱三号
				九三番一	標柱四号
				九五番	標柱五号
				一一番一	標柱六号